

(別記様式2)

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク		
所在地	渋川市伊香保町伊香保587-1		
所管部局・課	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	企画調整係	内線	2529

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

- ・スポーツ基本法第12条
- ・群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

本県のスケート及びアイスホッケー競技の拠点施設として、県民の体力の向上と健康の保持増進並びに競技力向上及び冬季スポーツの普及振興を図る。

(2) 設置当初の状況

伊香保町営の伊香保ハイランドスケートセンターが経営困難となり、平成11年3月末で閉鎖された。県内に400mの屋外リンクはほかになく、屋内リンクも使用できなくなると、本県のスケート及びアイスホッケー競技の選手強化や競技大会の開催に支障を来してしまうことから、平成11年8月10日に県に移管し、同年11月1日に供用開始した。

(3) 施設を取り巻く現状

県内で唯一の400mリンク(屋外)とアイスホッケー等に対応可能な屋内リンクを有することから、スケート及びアイスホッケー競技の選手強化や競技大会開催のためには、必要不可欠な施設である。施設の老朽化が進み、毎年度改修や修繕が必要である。

また、平成29年度より競技者のみでなく一般利用者がより多く利用できるように利用促進を図っている。

3 施設の概要

設置年月日	屋外リンク(昭和42年度)、屋内第1リンク(昭和43年度)、屋内第2リンク(昭和60年度)、リンクハウス(昭和43年度)、管理棟(昭和54年度)、機械室(昭和54年度)、競技運営棟(平成4年度)、審判棟(平成14年度)等
敷地面積(所有者)	54,553㎡(渋川市)
主な施設(床面積、階数等)	屋内リンク(400m×15m)、屋内第1リンク(2,854㎡、2階建)、屋内第2リンク(2,772㎡、2階建)、リンクハウス(1,556㎡、平屋建)、管理棟(908㎡、2階建)、機械室(486㎡、平屋建)、競技運営棟(1,319㎡、3階建)、審判棟(130㎡、2階建)等
建設費	旧伊香保町当初建設時→屋外リンク:17,850千円、屋内第1リンク:46,415千円 リンクハウス:30,230千円、管理棟:137,400千円、機械室:75,400千円、 競技運営棟:398,618千円 県建設→屋内第2リンク:318,010千円、審判棟:13,303千円
備考	旧伊香保町→屋外リンク改修工事(昭和56年度):163,390千円 屋内第1リンク改修工事(昭和56年度):163,210千円 リンクハウス改修工事(昭和57年度):94,959千円 県→伊香保リンク整備工事(平成18年度):43,890千円 管理棟施設整備工事(平成18年度):16,275千円 屋外リンクアイスマット交換工事(平成22年度):67,200千円 屋内第1リンク改修工事(平成22・23年度):347,497千円 冷凍機システム更新工事(平成26年度):492,891千円

◇入園料・利用料等

(円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額
※別紙	・開館時間：午前9時～午後9時(土曜日、日曜日、休日、群馬県民の日、12月25日～翌年1月7日、3月25日～31日)、午後3時～午後9時(上記以外の日) ・休館日：月曜日(休日に当たるときはその翌日)、12月31日～翌年1月1日

4 施設における実施事業

屋外リンク、屋内リンク等の管理運営

5 管理運営コストの状況

(千円)

区分	30年度(当初予算額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
歳入(①)	7,550	14,013	9,206	7,972	410,489
使用料	7,470	13,934	9,115	7,871	5,407
雑入(光熱水費、toto助成金)	80	79	91	101	405,082
歳出(②)	150,932	171,905	97,591	100,019	670,121
指定管理料	148,722	148,722	93,508	93,508	93,508
修繕費	0	3,601	4,007	3,456	324
工事請負費	0	17,234	76	2,916	567,872
備品購入費	0	2,348	0	139	8,339
委託費、役務・公課費	2,210	0	0	0	78
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 143,382	▲ 157,892	▲ 88,385	▲ 92,047	▲ 259,632
歳入・歳出の主な増減理由	・修繕、工事の実施、備品購入により増減する。 ・平成26年度の冬季国体に係る施設整備をtoto助成を受けて行ったことから、歳入額・歳出額ともに突出している。				

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区分	30年度(当初計画額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
収入(①)	148,722	157,566	93,508	93,845	93,508
指定管理費	148,722	148,722	93,508	93,508	93,508
雑入	0	8,844	0	337	0
支出(②)	148,722	157,566	89,438	92,386	92,737
人件費	25,494	24,100	27,596	22,374	22,035
維持管理費	58,587	67,716	55,366	63,745	64,544
修繕費	1,909	10,256	930	752	1,150
委託料	62,627	54,192	5,517	5,483	4,968
負担金	72	16	0	0	9
租税公課費	33	1,286	29	32	31
収支(①-②)	0	0	4,070	1,459	771
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	・平成28年度は、平成26年度に導入した冷凍機の効率的運用に努めた結果、電気代の節約となった。 ・平成29年度雑入は、修繕費の不足分を指定管理者にて負担したことによるものである。				

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
常勤職員	2	2	4	5	3
非常勤職員	5	5	4	0	4
合 計	7	7	8	5	7

7 施設利用の状況

区 分	30年度※	29年度	28年度	27年度	26年度
年間利用者総数(人)	1,724(7月末)	43,658	17,695	17,282	18,277
有料利用者数(人)	828(7月末)	40,133	16,667	16,009	12,780
無料利用者数(人)	896(7月末)	3,525	1,028	1,273	5,497
目標利用者数(人)	17,000	17,000	19,000	19,000	25,000
施設稼働率(%)	—	257	93	91	73
稼働率対象施設(設備)	屋内第1リンク、屋内第2リンク、屋外リンク				
利用者の主な増減理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度は冬季国体大会のため使用料を減免したことが無料利用者増加の理由である。 平成29年度は利用時間を拡大したこと、屋外第2リンクを10月1日～2月28日まで使用したことが増加の理由である。 				

※ 見込数又は途中実績

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	県内唯一の400mリンク(屋外)と屋内リンク2施設を有し、本県のスケート及びアイスホッケー競技の選手強化や大会開催等の拠点施設として必要不可欠な施設である。
業務等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金制については、使用料の減免措置及び利用料金体系により、必ずしも利用者数に比例して増収とならないため、指定管理者のリスク軽減を図る必要もあるため採用しない。 適正な施設管理と競技団体との連携により、選手強化や大会が実施されており、冬季スポーツの振興を図る設置目的にかなっているが、光熱水費の高騰などの要素もあるため、一般開放の程度、開場時期や開館時間等については引き続き慎重に行い、一層の経営努力に努めたい。

伊香保リンクの施設使用料

区分		使用料	
屋外リンク	スケートに使用する場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 六一、七〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 三七〇、二〇〇円
	スケート以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 一二三、四〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 三七〇、二〇〇円
屋内第一リンク（スケート又はアイスホッケーに使用する場合に限る。）	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 一三、七〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 八二、六〇〇円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 二七、三〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 八二、六〇〇円
屋内第二リンク（スケート又はアイスホッケーに使用する場合に限る。）	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 一三、七〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 八二、六〇〇円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 二七、三〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 八二、六〇〇円
附属設備	規則で定める額		

伊香保リンク附属設備使用料

区分	金額
コインロッカー	一回につき 一〇〇円

伊香保リンクの個人使用料

区分	使用料
一般	一回につき 一、一三〇円（十七時以降に入場する場合 八二〇円）
高校生以下	一回につき 六一〇円（十七時以降に入場する場合 四一〇円）

注 この表において「高校生以下」とは学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校の児童及び生徒並びにこれらに準ずる者と知事が認めたものをいい、「一般」とは「高校生以下」及び小学校就学の始期に達するまでの者に該当しない者をいう。

種別	金額
二、二〇〇円分回数使用券	二、〇〇〇円
三、三〇〇円分回数使用券	三、〇〇〇円
五、五〇〇円分回数使用券	五、〇〇〇円